

## 岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場ガス需給仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市京町3丁目19番地
- (3) 供給建物 岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場
- (4) 業種及び用途 学校給食共同調理場

### 2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m<sup>3</sup>
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和3年4月の検針日の翌日から令和6年4月の検針日まで  
(ただし、翌年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。)

#### (6) 計量器

種別	メーター番号	最大ガス 通過流量 (m <sup>3</sup> /h)	負荷 計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	ND100-3102	100	有	調理場 南西	蒸気ボイラー フライヤー 回転釜 スチームコンベクションオープン

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

#### (7) 需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

#### (8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

### 3 その他特記事項

#### (1) ガス料金の計算方法

ア ガス料金の算定は、1月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金＝定額基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量  
(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

ウ 原料費調整額は、原則、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

#### (2) ガス料金の請求及び支払い

ア ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。

- イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市教育委員会事務局学校保健課へ送付すること。
- ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。
- (3) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者と受注者による協議のうえ決定する。
- (4) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (6) 現在の供給者  
東邦瓦斯株式会社
- (7) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

### 予定月間使用量・予定年間使用量

供給年月		月あたり使用量 (m <sup>3</sup> /月)
令和3年	5月	2,600
	6月	2,600
	7月	2,700
	8月	300
	9月	1,700
	10月	2,300
	11月	2,700
	12月	2,800
令和4年	1月	2,200
	2月	2,700
	3月	2,800
	4月	1,700
	5月	2,600
	6月	2,600
	7月	2,700
	8月	300
	9月	1,700
	10月	2,300
	11月	2,700
	12月	2,800
令和5年	1月	2,200
	2月	2,700
	3月	2,800
	4月	1,700
	5月	2,600
	6月	2,600
	7月	2,700
	8月	300
	9月	1,700
	10月	2,300
	11月	2,700
	12月	2,800
令和6年	1月	2,200
	2月	2,700
	3月	2,800
	4月	1,700
合計		81,300

※いずれも予定数値であり、実際の使用量においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。